国土交通省告示の改正について

資料７

国土交通省 観光庁

○令和８年１月23日の分野別運用方針の閣議決定により、特定技能所属機関の条件が一部変更された。

○同改正を反映するため、国土交通省告示を改正し、本年４月から施行予定。

【告示の改正点】
特定技能所属機関の条件として、
・国土交通省の他、**その委託を受けた者が行う調査又は指導に対しても、必要な協力を行う**こととすることを追加する。
・**特定技能１号外国人及び特定技能２号外国人に、接待**（風営法第２条第３項に規定する接待をいう。）**を行わせないための必要な措置を講じていること**を追加する。

＜参考＞
○宿泊分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針（抄）
第二 特定技能制度に関する事項
２ その他特定技能制度の運用に関する重要事項
（３）特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等
特定技能所属機関に対して特に課す条件
①旅館・ホテル営業（旅館業法第２条第２項に規定する旅館・ホテル営業をいう。以下同じ。）の形態で旅館業を営み、かつ、次のいずれにも該当すること。
ⅰ・ⅱ　（略）
ⅲ　１号特定技能外国人及び２号特定技能外国人に、風営法第２条第３項に規定する接待を行わせないこととしていること。なお、その確実な履行を図るため、必要な措置を講じること。
②・③　（略）
④特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
⑤・⑥　（略）